

岡山市の政令指定都市の指定に関する意見書（案）

岡山市は、平成17年3月22日に御津町、灘崎町、また、平成19年1月22日に建部町、瀬戸町の4町と合併し、人口約70万人を擁する中国・四国地方における大都市となった。

岡山市は、中国・四国圏域を結ぶ交通の要衝都市として発展を続け、商業、工業、農業、金融、学術、文化、医療、福祉など極めてバランスのとれた都市構造を兼ね備えており、岡山県の政治、経済、文化等の中心として、さらなる発展が期待されている。

こうした中、岡山市の都市ビジョンにおいては、「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」及び「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」を掲げ、大都市にふさわしい都市基盤の整備と地域の特性を生かした都市づくりを目指している。

岡山市が政令指定都市としての指定を受け、自治機能を強化してさらなる発展を遂げることは、岡山県はもとより近隣県の発展にも大きく寄与するものと考える。

よって、政府におかれては、岡山市を政令指定都市に指定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岡山県議会

（提出先）

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長

海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書（案）

去る2月19日、千葉県沖において海上自衛隊第3護衛隊群所属のイージス護衛艦「あたご」と漁船との衝突事故が発生し、今なお漁船乗組員2名が行方不明となっており、早期の救助が望まれている。

事故原因の調査は現在進められているが、報道で伝えられる護衛艦の衝突前の回避行動や衝突後の対応を見ると、自衛隊に対する国民の信頼を著しく損ねるものである。

岡山県は瀬戸内海に臨み、隣県には海上自衛隊呉駐屯基地がある。瀬戸内海は日本有数の漁場であり、また瀬戸内工業地帯であるために民間船の往来も多数ある。

海上での安全航行上、漁業関係者や海運関係者はもとより、多くの県民が大変不安に感じており、県民の安心・安全を確保する立場から極めて遺憾である。

よって、国におかれでは、救助活動に万全を期すとともに、事故原因の究明を徹底的に行い、二度とこのようなことが起こらないよう、実効ある安全対策を早期に講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣
防衛大臣
衆議院議長
参議院議長

在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書（案）

去る2月10日午後10時35分ごろ、沖縄本島において在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属隊員による少女暴行事件が発生した。

女性に対する暴行は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけではなく、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪であり、県民に強い衝撃と多大な不安を与えている。

特に被害者が無抵抗な少女であることを考えれば、断じて許すことができない卑劣な行為である。

沖縄を初め全国各地の議会からも、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れ、政府にも米軍に対して強く働きかけるよう要請してきたところである。それにもかかわらず、今回、またもやこのような事件が発生したことに激しい憤りを禁じ得ない。

1995年に発生した少女暴行事件以来これまでにも婦女暴行事件が14件も発生し、今回の事件以後も米軍による不祥事が相次いでいる。

このように悪質で凶悪な事件が依然として後を絶たないことを考えると、米軍の綱紀粛正への取り組みや軍人への教育のあり方に疑問を抱かざるを得ない。

よって、本県議会は、人権・生命・財産を守る立場から今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 沖縄県民の目に見える形で、米軍人の綱紀粛正及び人権教育を徹底的に行うなど、実効性のある具体的な再発防止策について万全を期すこと。
- 3 日米地位協定の不平等性を改めること。
- 4 米軍基地の一層の整理縮小を図るとともに、海兵隊を含む米軍兵力の削減を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岡山県議会

（提出先）

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

道路特定財源制度改革についての意見書（案）

道路特定財源制度は、道路整備のための緊急措置として、1954年に創設されて以来54年も継続してきた。また暫定税率は、道路整備をさらに加速するため1974年に設けられて以来34年も継続してきた。道路の総延長距離は120万キロに及び、国道の改良率、舗装率は9割を超えており、国道の整備は一定の進捗が図られている。一方、地方においては生活道路を中心に道路整備はおくれており、これについては今後も着実に進めていかなければならない。しかし、近年、時代の変化とともに社会保障や教育などの重要性が飛躍的に増大し、地域においてニーズに応じた政策選択を行うことが求められるようになっている。高齢化や人口減少など社会経済の変化の観点からも、地方分権改革の推進の観点からも、道路以外への歳出を認めない特定財源制度は廃止して一般財源とし、地方の自主財源としてその使い道を地方がみずからの判断と責任において決定できるようにするべきである。

暫定税率については、道路整備のためという約束で基本税率に上乗せして国民に負担してもらっているものであり、一般財源化に当たっては廃止することが妥当である。地方においては、自動車は生活上不可欠であり、保有台数も都市に比べて多く、負担は多額に上っている。暫定税率廃止により、地方における世帯当たりの負担を軽減させ、都市と地方の格差を是正しなければならない。また、原油や原材料価格の高騰が、他のさまざまな物価上昇の要因ともなっており、ますます厳しさを増している国民生活や中小企業の現状をかんがみれば、暫定税率を廃止して物価上昇を抑制することもより重要である。

よって、地方に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を行うよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月　　日

岡　山　県　議　会

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長